その届出及び添付書類を縦覧に供します。 第一項の規定により大規模小売店舗の変更の 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 届出がありましたので、 以下 「法」といいます。 次のとおり公告し、 第六条

意見を述べる理由を記載した書面を添えて、 でに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。 た書面に、氏名及び住所 なお、 平成三十年二月九日 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、 (団体にあっては、 団体名、 平成三十年二月九日から同年六月十一日ま 代表者の氏名及び所在地) 意見の内容を記載 並びに

奈良県知事 荒 井 正 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ桜井

所在地 桜井市大字東新堂五一二一六ほか

____変更のあった事項

大規模小売店舗におい て小売業を行う者の名称、 住所及び代表者の氏名

(変更前)

| 金澤孝 | 奈良市油阪町四五六―一 第二森田ビ | ライフ21株式会社 |
|--------|-------------------|-----------|
| 治山 正史 | 岡山市北区表町一丁目二番三号 | 社るやま商事株式会 |
| 藤原 政博 | 茨城県つくば市東新井三七番地一 | 株式会社ライトオン |
| 金城 正宏 | 東京都渋谷区神南一丁目一一番五号 | 株式会社エービーシ |
| 廣岡 聖司 | 五番地和歌山市元町奉行丁二丁目六 | 株式会社廣甚 |
| 代表者の氏名 | 住所 | 名称 |

ル三階

(変更後)

| 金 澤 |
|----------------------|
| |
| 茨城県つくば市吾妻一丁目一一番一 |
| 東京都渋谷区神南一丁目一一番五号 |
| ○番地和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九 |
| |

三 変更年月日

平成二十七年二月二十一日

四 届出年月日

平成二十九年五月二日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 平成三十年二月九日から同年六月十一日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで